

年収の壁・支援パッケージについて

社会保険における年収の壁とは

年間収入が一定金額を超えると扶養から外れ社会保険料の負担が生じることをいわゆる「年収の壁」といい、現在、「106万円の壁」（社会保険の加入義務が発生）と「130万円の壁」（国民年金・国民健康保険の保険

料の負担が発生）が存在する制度設計になっています。人手不足への対応が急務となる中、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、政府の当面の対応として「支援強化パッケージ」が発表されました。大要は次のとおりです。

「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

要件	1人当たり助成額	(2)労働時間延長メニュー	1人当たり助成額
①賃金の15%以上追加支給（社会保険適用促進手当）	1年目 20万円	週所定労働時間の延長 4時間以上	30万円
②賃金の15%以上追加支給（社会保険適用促進手当） 3年目以降、③の取組を行う	2年目 20万円	3時間以上4時間未満	
③賃金の18%以上を増額	3年目 10万円	2時間以上3時間未満	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

〈活用イメージ〉時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

【加入前】 (時給1,000円)	【加入後】 (時給1,020円)
手取り 約104万円	手取り 約90万円
保険料 約16万円	保険料 約16万円
保険料 約16万円	保険料 約16万円
手取り 約104万円	手取り 約106万円

※ 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「106万円の壁」への対応

パート・アルバイトで働く方、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**※)を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援をします。**

※・社会保険適用促進手当を支給（社会保険料の算定対象外）
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」への対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。**

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合

年収120万円見込 → 年収140万円

扶養確認 → 事業主証明 → 扶養確認

130万円以上でも事業主の証明により引き続き認定

配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、**見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。**

例えば、「106万円の壁」の対応として、2023年10月以降に短時間労働者が社会保険の対象となった場合に、手取り額の減少を補填するために賃金の15%以上を社会保険適用促進手当として支給した場合、労働者1人当たり最大50万円のキャリアアップ助成金が支給されます。この社会保険適用促進手当は、本人負担分の保険料額を上限額として、社会保険料の算定基礎に考慮しないことができます（最大2年間の措置）。

また、「130万円の壁」への対応としては、短時間労働者が、繁忙期などで一時的に収入が上がっても、事業主が証明書を提出することで、引き続き扶養に入ることが可能となります。

「配偶者手当」に関しては、収入要件の存在が就業調整の要因となっています。その見直しに向けては、厚生労働省のウェブサイトにも『「配偶者手当」の在り方の検討に向けて～配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項～（実務資料編）令和5年1月改定版』が提示されていますので、必要に応じて検討を進めましょう。

この「年収の壁・支援強化パッケージ」を活用することで、事業所は人手不足の解消、労働者は「年収の壁」を意識せずに働くことができ、社会保険に加入することで処遇の改善を実現することができます。

「年収の壁・支援強化パッケージ」について、ご不明な点がございましたら、お気軽に当法人までご相談下さい。

CONTENTS

01. 消費税インボイス制度に関する疑問点にお答えします！
02. 廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方の改定について
03. 株式会社の増資による変更登記（現物出資）
04. 年収の壁・支援パッケージについて

NTS 総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03 (6212) 2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

- NTS 総合税理士法人
- NTS 総合弁護士法人
- NTS 総合司法書士法人
- 監査法人 アイリス
- NTS 総合社会保険労務士法人
- NTS 丸の内社会保険労務士法人



NTS 総合コンサルティンググループ

代表 吉井 清信

謹んで新春のお慶び申し上げます。

旧年中は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございました。

まず、元日に発生した能登半島地震におきまして、犠牲になられた方々には心からお悔やみを、また被害に遭われた皆様には謹んでお見舞い申し上げます。被災地の皆様の安全と、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

さて、昨年12月22日に令和6年度税制改正大綱が閣議決定されました。物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税（納税者・扶養親族1名につき、所得税3万円・個人住民税1万円を控除。但し、合計所得金額が1,805万円以下の者に限

る。）の実施や法人税で賃上げ促進税制の強化（従前の「大企業」が「大企業」と「中堅企業」に区分され、適用を受けやすくとともに、中小企業に対しては、繰越控除期間（5年間）が創設）等が盛り込まれています。その他では、交際費等の範囲から除外される飲食費等の金額が、一人当たり10,000円以下（従来は5,000円以下）に引き上げられます。

コロナ禍を脱して迎えた2024年は、60年に一度の甲辰（きのえたつ）の年に当たります。皆様方のご事業が、あまねく光に照らされ、急速な成長と変化を遂げる一年となりますことをご祈念申し上げます。

本年もより一層皆様のお役に立てるよう、スタッフ一同精進して参りますので、よろしくお願いいたします。

会計・税務 NTS 総合税理士法人

消費税インボイス制度に関する疑問点にお答えします！

今回は、インボイス制度の開始から数カ月が経過し、見えてきた疑問点・不明点について解説していきたいと思います。

① 買手側で請求書を修正してもOK

取引先から受領した適格請求書（インボイス）の記載事項に誤りがあった場合、原則として取引先から修正し

た適格請求書の再交付を受けなければなりません。しかし、受領した適格請求書に買手が自ら修正を加えたうえで売手に確認を受けることで、その書類は適格請求書であると同時に、修正した事項を明示した仕入



NTS 総合弁護士法人

廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方の改定について

平成25年12月、「経営者保証に関するガイドライン」(本GL)が制定されました。これは、「中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証(経営者保証)には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮屈に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因になっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する」ため、次の事項に関する指針を定めたものです。

経営者保証に依存しない融資の一層の促進、経営者保証の契約時の金融機関(対象債権者)の対応、既存の保証契約の適切な見直し、及び保証債務の整理に関する事項などが当たります。

このうち保証債務の整理については、債務整理により保

き費用を従業員から立替払いを受けたことになります。原則として、本来宛名の記載を求められない適格簡易請求書(簡易インボイス。レシート、領収書等)に従業員名が記載されている場合は、当該適格簡易請求書をそのまま受領し保存しても、仕入税額控除を行うことはできません。しかし、当該従業員が会社に所属していることが明らかとなる名簿や電磁的記録(電子データ)の保存が併せて行われているのであれば、宛名に従業員名が記載された適格簡易請求書と、当該従業員名簿等の保存をもって、会社は当該消耗品費に係る請求書等の保存要件を満たすことになり、仕入税額控除の適用を受けることが可能となります。

4 ETCの利用証明書は高速道路会社ごとに1回分のみの保存でOK

ETCクレジットカードの高速道路利用料金(ETC料金)に仕入税額控除を適用するには、原則として、適格簡易請求書としてその全てのETC利用に係る「利用証明書」を「ETC利用照会サービス」でダウンロードして取得・保存する必要があるとされていました。しかし、ETCの利用に係るクレジットカード会社の「クレジットカード利用明細書」の保存を条件に、「利用証明書」は利用した高速道路会社ごとに任意の1回分を取得し保存すれば、仕入税額控除が可能となります。

登記

株式会社の増資による変更登記(現物出資)

1 現物出資とは

前回、株式会社における増資について説明させていただきましたが、通常金銭出資を想定した内容でした。今回は、現物出資(不動産、動産、会社に対する債権等の出資により株式を発行して資本金を増加させる)について説明させていただきます。

2 現物出資の手続きについて

現物出資の場合、金銭出資の場合と異なり、出資する財産の評価が難しい側面があります。出資する財産の価値が、発行する株式の価格に相当する価値がない場合には会社資本が空洞化してしまうという問題があります。

そこで、会社法では、現物出資をする場合に、現物出資財産の価額を調査させるために、募集事項の決定後に、発行会社に裁判所に対して検査役の選任の申立てをすることを要求しています(会社法第207条第1項)

ただし、会社法では、以下の事項において、検査役の調査を省略することができる事項について規定しています(会社法第207条第9項各号)。

- ① 募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合
- ② 現物出資財産について定められた価額の総額が500万円を超えない場合
- ③ 現物出資財産のうち市場価格のある有価証券の価額が市場価格を超えない場合

- ④ 現物出資財産について定められた財産の価額が相当であることについて、弁護士、税理士または公認会計士の証明を受けた場合(ただし、現物出資財産が不動産の場合は、不動産鑑定士の証明も必要となります。)
- ⑤ 現物出資財産が会社に対する金銭債権であつて、当該金銭債権について定められた価額が当該債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合

株主総会で募集事項を決定する必要があることは、前回の金銭出資の場合と同様ですが、現物出資財産の内容についても決定する必要がある点で異なります。

3 不動産登記の手続きについて

現物出資財産が不動産の場合には、現物出資を原因とする所有権移転登記をする必要があります。登記の際には、不動産評価額の22%の税金(登録免許税)がかかるので、高額な負担となる場合がありますので注意が必要です。

4 まとめ

当方で過去に受任した案件は、いずれも検査役の調査を要しない場合でした。楽器や太陽光発電の権利IDを現物出資する場合や、会社に対する債権を現物出資する事例を扱いました。ただし、現物出資の場合には税務の面でも複雑な問題がありますので、税理士に主導していただく必要があります。

NTS 総合司法書士法人

早期に着手したことによる保有資産などの劣化防止に伴う回収見込額の増加額について合理的に見積りが可能な場合は、当該回収見込額の増加額を上限として、事業清算後の新たな事業の開始等のため、一定期間の生活費に相当する額や華美でない自宅等も保証人の残存資産に含まれる可能性があることが示されています。

今回の改定により、基本的考え方が、主たる債務者、保証、対象債権者及び保証債務の整理に携わる支援専門家に一層浸透することで、退出希望がある場合の早期相談が促され、円滑な保証債務整理の一助となることが期待されています。

金融庁の発表によると、政府系金融機関においては、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合が、平成26年度は件数15%、金額22%であったのが、その後徐々に増加していき、令和5年度上期は件数61%、金額74%にまでなっています。他方で、民間金融機関においては、令和3年度で件数30.1%、令和4年度で件数33.2%となっています。近年、高齢化により「事業の最後の閉じ方」をどのようにするか悩んでいる経営者が増えているように思えます。事業承継を行うにしても、廃業をするにしても早めの検討が必要であり、専門家への早期の相談が望まれるところです。